

令和6年7月30日
政策統括官付

歩行空間ネットワークデータ整備仕様を改定しました

～効率的なデータ整備・更新によるバリアを考慮した歩行者ナビサービス等提供の更なる促進に向けて～

電動車椅子や自動配送ロボット等の普及を見越し、より効率的なデータ整備・更新が可能となるよう、「歩行空間ネットワークデータ整備仕様[※]」を改定しました。

これにより、従来の自治体が提供するバリアフリーマップや詳細なバリアフリーナビでの活用のみならず、簡易版のバリアフリーナビや自動配送ロボットにも活用の幅が広がります。

国土交通省では、誰もが自由に自律的に移動できるユニバーサル社会の実現に向け、歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進しており、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様(2018年3月)」を公表し、データの整備・更新・オープンデータ化を促進してきました。

このたび、従来の課題であったデータ整備のために多くの時間や労力を要する点を踏まえ、より効率的に整備できるよう情報項目の仕分けを行うとともに、電動車椅子や自動配送ロボット等の普及を見越し、歩行空間を利用するモビリティの性能の違いにも対応できる仕様に変更することで、歩行空間を利用するすべての人・ロボットに活用できるよう改定を行いました。

また、車椅子や自動配送ロボットを含むモビリティ等の走行軌跡を活用したデータ整備・更新にも対応可能な仕様に変更しており、より効率的に歩行空間ネットワークデータの整備・更新が可能となることを見込まれ、バリアを考慮した歩行者ナビサービス等の提供の更なる促進が期待されます。

1. 「歩行空間ネットワークデータ整備仕様[※]」改定のポイント ……詳細は別添1を参照してください。

- (1) 簡易な計測によるデータ整備・更新
- (2) モビリティの性能を考慮した仕様変更
- (3) モビリティ等の走行軌跡を活用したデータ整備・更新

2. 「歩行空間ネットワークデータ整備仕様[※]」の入手方法

以下の URL からダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000056.html

なお、バリアフリーマップ作成時にも活用できる施設のバリアフリー情報をまとめた施設データの整備仕様は、今年度中の策定を目指し、議論を行っているため、当面の間は2018年3月の旧仕様をもとに整備を行ってください。

※「歩行空間ネットワークデータ整備仕様」…歩行空間における幅員や縦断勾配、段差等のバリア情報をデータ化する際の仕様を定めたもの(別添2)

<問合せ先>

政策統括官付 伊藤、西條

TEL:(代表)03-5253-8111(内線 53113、53115) (直通)03-5253-8794

